

令和3年度第3回

鳥取市社会教育委員会議、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会

日時 令和4年3月25日（金）

午後2時～午後4時

場所 鳥取市役所本庁舎会議室6-6、7

—日程—

1 開会

2 生涯学習・スポーツ課長（中央公民館長）あいさつ

3 会長あいさつ

4 報告事項

- (1) 協働のまちづくりガイドラインの策定等について【資料1】
- (2) 地域組織を支援する取組について【資料2】
- (3) 地区公民館の利活用に関する市民アンケートについて【資料3】
- (4) 地域運営型部活動推進モデル事業について【資料4】（当日配布）
- (5) 地区公民館DX推進事業【資料5】

5 協議事項

- (1) 公民館の多様な活用について

6 その他

7 閉会

鳥取市社会教育委員（公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員）名簿

（任期：令和3年6月1日から令和5年5月31日まで）

（順不同、敬称略）

委員区分	新任 継続	氏名	委員選出機関等	備考
学校教育 関係者	継続	藤原 祥子	鳥取市小学校校長会	遷喬小学校
	新任	鈴木 勇喜雄	鳥取市中学校校長会	南中学校
社会教育 関係者	継続	徳田 昌子	鳥取市連合婦人会	
	継続	福田 正美	鳥取市自治連合会	
	継続	新田 明彦	鳥取市スポーツ推進審議会	
	継続	山下 多恵子	鳥取市人権教育協議会	
	継続	中川 正昭	鳥取市文化団体協議会	
	継続	山根 一記	鳥取市公民館連合会	
	新任	平井 堅志	鳥取市老人クラブ連合会	
家庭教育 関係者	新任	松岡 力也	鳥取市小学校PTA連合会	修立小学校
	新任	前田 宏司	鳥取市中学校PTA連合会	北中学校
	新任	丸瀬 和美	青少年育成鳥取市民会議	
学識 経験者	継続	竹内 潔	鳥取大学	
	継続	川口 有美子	公立鳥取環境大学	
	新任	中村 静	地域代表（鳥取北・東地区）	福部町
	新任	加賀田 英夫	地域代表（鳥取南地区）	用瀬町
	新任	吉浦 郁夫	地域代表（鳥取西地区）	気高町
公募委員	継続	牛尾 柳一郎		
	継続	大西 保江		
	継続	藤井 健		

(取組報告)

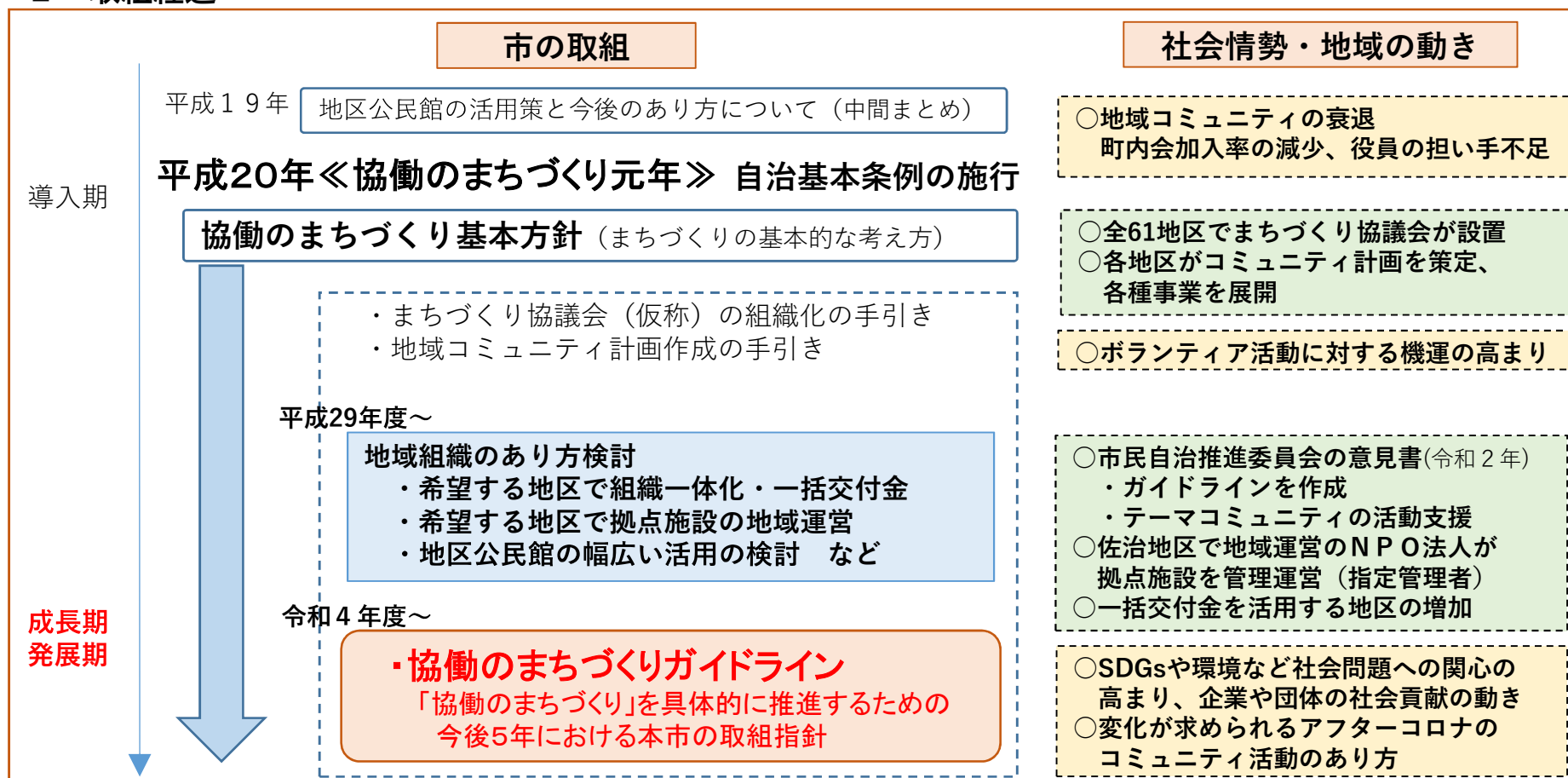
協働のまちづくりガイドラインの策定等について

1 策定の背景

鳥取市自治基本条例を施行した平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置付け、「協働のまちづくり基本方針」に沿って取組を推進してきましたが、社会情勢や地域を取り巻く環境が変化し、見直しの時期を迎えています。

本ガイドラインは、「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が今後5年間に取り組む事項をガイドライン（取組指針）としてまとめるものです。

2 取組経過



3 ガイドラインの概要

これまでと同様に『協働のまちづくり基本方針』に基づき、現状と課題をふまえ、現在取り組んでいる「地域組織のあり方検討」や「テーマコミュニティとの協働」のほか、新たに「市政運営の課題解決につながる活動への支援」を柱に加え、取組の5本柱として整理しました。

【取組期間】

令和4年～8年度

<柱1>

地域コミュニティ活動の支援

【目的】

地域の実情・特性に合った持続可能な地域づくりをめざす

【新たな取組】

- ・地域組織を後押しする新たな支援を検討
- ・町内会の負担軽減につながる市の依頼事項見直しを検討 等

<柱2>

テーマコミュニティ活動の支援

【目的】

市民活動が健全に発展し、魅力と活力あふれる豊かな地域社会をめざす

【新たな取組】

- ・市政運営の課題解決に向けて取り組むテーマコミュニティへの支援
- ・市民活動センターと連携した支援体制強化 等

<柱3>

ボランティア活動の支援

【目的】

市民の社会参加により持続可能な地域共生社会や豊かな地域社会をめざす

【新たな取組】

- ・災害ボランティアセンターの体制構築
- ・市民がボランティア等に挑戦する際に活用できるハンドブックの作成 等

<柱4>

市政運営の課題解決につながる活動への支援

【目的】

市民等との協働により市政運営の課題解決や行政サービスの向上をめざす

【新たな取組】

- ・民間と行政が連携する環境づくり
- ・市政運営の課題解決に取り組む事業主体からの提案制度を構築 等

<柱5> 持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

【目的】 継続的かつ発展的に各取組（協働のまちづくり）を促進する体制を整える

【新たな取組】

- ・地区公民館が多様な目的で幅広く活用できるよう制度の見直しを検討
- ・協働事業におけるDXを推進し、アフターコロナに対応した環境づくり 等

※新たな取組として掲載していませんが、各種補助制度や人材育成、啓発活動など既存の取組は継続します

4 進捗管理等

- ①協働のまちづくり推進本部において、ガイドラインに関する取組状況について共有し、見直しについて協議します。
- ②市民自治推進委員会において、ガイドラインにおける取組について調査・審議し、必要に応じて市へ意見を述べます。
- ③取組の着実な推進を図るため、計画期間の中間年に進捗状況を確認し、取組内容やガイドラインの見直しを検討します。
- ④社会情勢等の変化に伴い、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

★本ガイドラインは案の段階です。

地域組織を支援する取組について

(1)一括交付金の取組について

- ①目的 地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のため「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を
実践する地域運営組織を支援する（地域と意見交換して制度を検討してきました）
- ②内容 まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化 ⇒類似機能の組織を一体化して事務を効率化
まちづくり協議会と公民館に関連する補助金等の一括交付 ⇒活動資金を一本化して柔軟な事業展開
- ③導入状況と予定
令和元年度：明治・用瀬・佐治（試行的な取組）
令和3年度：明治・用瀬・佐治・城北・末恒・豊実・福部 ≪7地区≫
令和4年度：明治・用瀬・佐治・城北・末恒・豊実・福部・湖山西・大茅・成器・逢坂 ≪11地区≫

(2)佐治地区における地域拠点施設の指定管理者による運営状況について

①目的と事業内容

佐治町コミュニティセンター（地域拠点施設）に指定管理者制度を導入し、地域運営組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進する。（地元の意向をふまえた制度導入）

指定管理者制度導入と同時に同施設を地区公民館条例の適用外施設（佐治地区公民館を公民館条例から除外）とし、佐治町コミュニティセンターで地区公民館機能を確認する。

- 指定管理者：NPO法人 さじ未来
- 指定管理期間：R3～5年度：3年間

②現在の状況（ヒアリング結果）

- ・民間事業者が物品販売で施設を利用。今後は特産品（梨など）の販売も検討していく
- ・共助交通の拠点、喫茶コーナーの設置など、NPOの活動拠点として更なる活用を検討していく
- ・指定管理者制度の導入前から一括交付金によって「公民館の生涯学習事業」と「まちづくり事業」を一体化しており、
施設が公民館条例から除外（社会教育法の適用外）されても影響はない
（まちづくり協議会が地域ニーズを把握して地域の生涯学習事業を担っている）

※ 指定管理者制度導入は、佐治地区が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的に主体的に地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

(3) 地区公民館の多様な活用に向けた検討について

①取組の背景

本市では、協働のまちづくりを推進しており、地区公民館を地域の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点に位置付け、施設の運営や各種活動を展開しています。

学びの機会の提供や地域内の繋がりづくり、まちづくり協議会など地域活動の支援といった地区公民館の役割は、地域社会の充実に大きく貢献してきたと考えています。

一方、人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しており、地域と意見交換し、地域の実態に合わせた支援制度や地域組織の体制について検討してきました。

そうした動きと並行して、多様な地域課題の解決に向けて、共助交通や地域福祉など地域共生社会に向けた新しい取組を地域の発案で実践する地区もあり、地域からは地区公民館の柔軟な活用を求める意見を受けています。

これまでの取組や文部科学省の方針※1をふまえ、これからは、学びとコミュニティの場だけでなく、より成熟した地域社会の実現に向けて、地域の多様なニーズに応え、幅広く活用できる総合的な地域拠点施設が求められています。

※1：文部科学省から都道府県への通知では、「営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」、「公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう必要な指導・支援をお願いする」とされています。

②検討内容

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、
地区公民館を『地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設※2』へ移行することを検討しています。

※2：現時点では、「まちづくりセンター（仮称）」とします。

③検討経過

令和3年2月	鳥取市市民自治推進委員会から市へ意見書の提出、受理
3月	協働のまちづくり推進本部（本部長：市長）にて今後の地区公民館の方向性について協議 ○方向性：将来的に「まちづくりセンター（仮称）」へ移行することを検討
7月～	各種団体と意見交換を実施
12月	市政モニターアンケート、LINEアンケートを実施（結果は市公式ウェブサイトで公開中）
令和4年2月	協働のまちづくり推進本部会議で協議

④今後の取組（検討内容）

- ・課題整理（施設の位置付け、施設の所管など）
- ・各種ルールの検討（活用可能範囲、料金設定など）
- ・各種団体と意見交換、調整

※本検討は、地域の拠点となる施設の活用幅を広げるものであり、運営は従来どおり市直営（市が雇用する職員が管理）とします。（現時点、指定管理者制度の導入は検討していません）

地区公民館の利活用に関する市民アンケートについて

≪ LINE アンケート調査結果 ≫

- 1 調査の概要
- 2 回答者について
- 3 調査結果

令和4年1月
鳥取市市民生活部協働推進課

1 調査の概要

(1) 調査の目的

現在、鳥取市が設置している地区公民館は、設置区域内の住民の利用を基本としていますが、区域外の方も社会教育の振興上必要と認める場合は利用していただけます。

地区公民館の利用にあたっては、営利目的での利用を制限していますが、このたび、施設の利用促進や施設管理の財源確保のため、利用制限の見直しを検討しています。

地域住民に最も近い公共施設として、市民の皆さんにご利用いただいている『地区公民館』の利用方法等について市民アンケートを実施し、今後の検討に生かします。

(2) 調査方法

① 調査対象

令和3年度鳥取市LINE登録者 5,268人

② 調査方法

LINEアンケートを通じて回答

(3) 調査期間

令和3年12月23日(木)～令和4年1月3日(月)

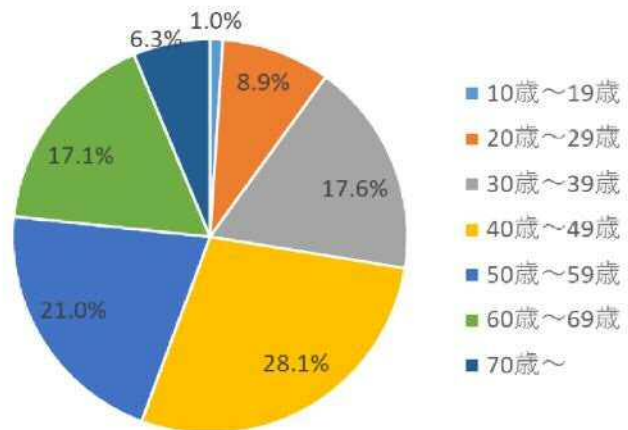
(4) 回答者

381人(7.2%)

2 回答者

○ 年齢

回答	件数	%
10歳～19歳	4	1.0%
20歳～29歳	34	8.9%
30歳～39歳	67	17.6%
40歳～49歳	107	28.1%
50歳～59歳	80	21.0%
60歳～69歳	65	17.1%
70歳～	24	6.3%



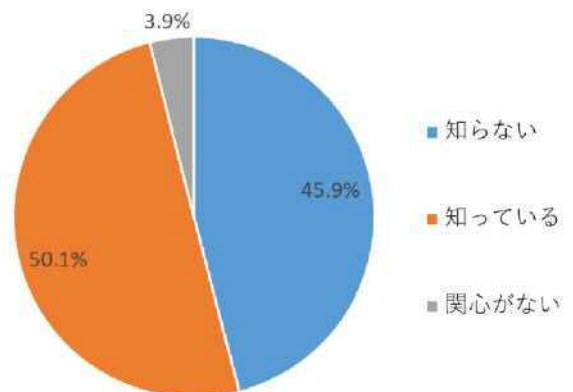
○ 居住地

回答	件数	%
鳥取市内	378	99.2%
鳥取県内（鳥取市外）	2	0.5%
鳥取県外	1	0.3%

3 調査結果

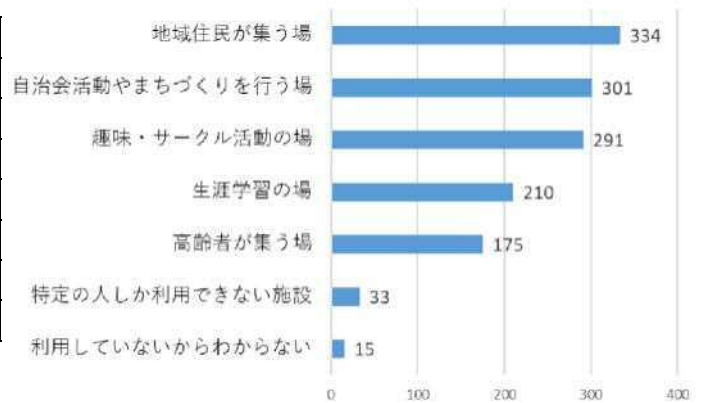
問1 地区公民館が社会教育法に基づく活動（事業）を実施していることをご存じですか？

回答	件数	%
知らない	175	45.9%
知っている	191	50.1%
関心がない	15	3.9%



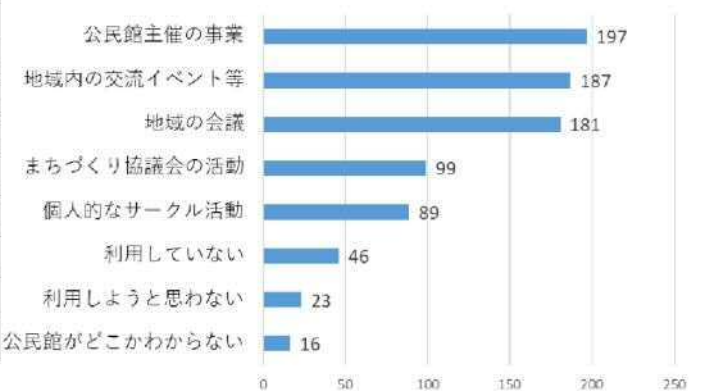
問2 地区公民館はどのような活動（事業）の場と思われますか？

回答	件数	%
地域住民が集う場	334	87.7%
自治会活動やまちづくりを行う場	301	79.0%
趣味・サークル活動の場	291	76.4%
生涯学習の場	210	55.1%
高齢者が集う場	175	45.9%
特定の人しか利用できない施設	33	8.7%
利用していないからわからない	15	3.9%



問3 この1年、地区公民館を利用したことがありますか？（複数回答可）

回答	件数	%
公民館主催の事業	197	51.7%
地域内の交流イベント等	187	49.1%
地域の会議	181	47.5%
まちづくり協議会の活動	99	26.0%
個人的なサークル活動	89	23.4%
参加したいイベント等がないため利用していない	46	12.1%
利用しようと思わない	23	6.0%
公民館がどこにあるのかわからない	16	4.2%

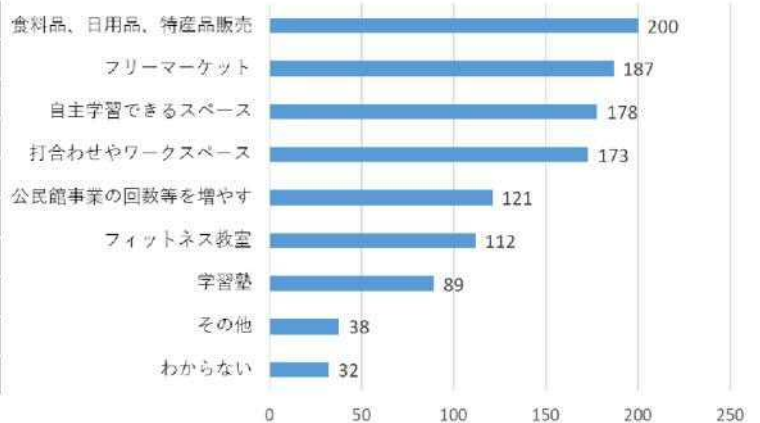


利用した方 : 296人 (77.7%)

利用していない方 : 85人 (22.3%)

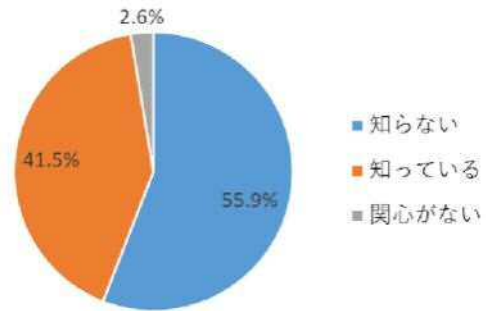
問4 どんな活動（事業）が公民館の利用促進につながると考えられますか？（複数回答可）

回答	件数	%
食料品、日用品、特産品販売	200	52.5%
フリーマーケット	187	49.1%
自主学習できるスペース	178	46.7%
打合わせやワークスペース	173	45.4%
公民館活動（事業）の回数等を増やす	121	31.8%
フィットネス教室	112	29.4%
学習塾	89	23.4%
その他	38	10.0%
わからない	32	8.4%



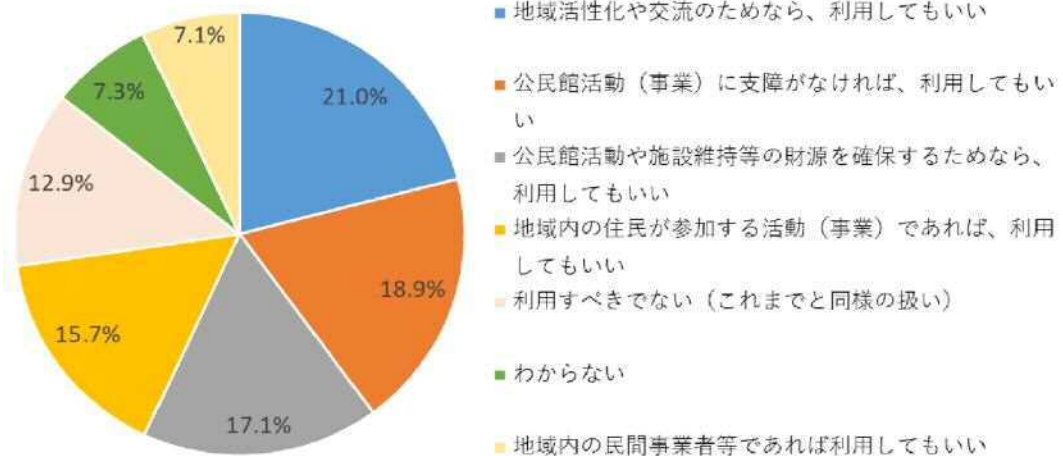
問5 地区公民館で民間事業者等の営利目的の利用を制限していることをご存じですか？

回答	件数	%
知らない	213	55.9%
知っている	158	41.5%
関心がない	10	2.6%



問6 民間事業者等が営利目的で公民館を利用することについてどう思われますか？

回答	件数	%
地域活性化や交流のためなら、利用してもいい	80	21.0%
公民館活動（事業）に支障がなければ、利用してもいい	72	18.9%
公民館活動や施設維持等の財源を確保するためなら、利用してもいい	65	17.1%
地域内の住民が参加する活動（事業）であれば、利用してもいい	60	15.7%
利用すべきでない（これまでと同様の扱い）	49	12.9%
わからない	28	7.3%
地域内の民間事業者等であれば利用してもいい	27	7.1%



○ 問7について項目を集約

回答	件数	%
利用すべきでない	49	12.9%
条件付きで利用してもいい	304	79.8%
分からない	28	7.3%



地区公民館の利活用に関する市民アンケートについて

≪ インターネットアンケート調査結果 ≫

- 1 調査の概要
- 2 回答者について
- 3 調査結果

令和4年1月
鳥取市市民生活部協働推進課

1 調査の概要

(1) 調査の目的

現在、鳥取市が設置している地区公民館は、設置区域内の住民の利用を基本としていますが、区域外の方も社会教育の振興上必要と認める場合は利用していただけます。

地区公民館の利用にあたっては、営利目的での利用を制限していますが、このたび、施設の利用促進や施設管理の財源確保のため、利用制限の見直しを検討しています。

地域住民に最も近い公共施設として、市民の皆さんにご利用いただいている『地区公民館』の利用方法等について市民アンケートを実施し、今後の検討に生かします。

(2) 調査方法

① 調査対象

令和3年度鳥取市広報モニター 100人

② 調査方法

インターネット上に設置したアンケートに回答

(3) 調査期間

令和3年12月15日(水)～12月22日(水)

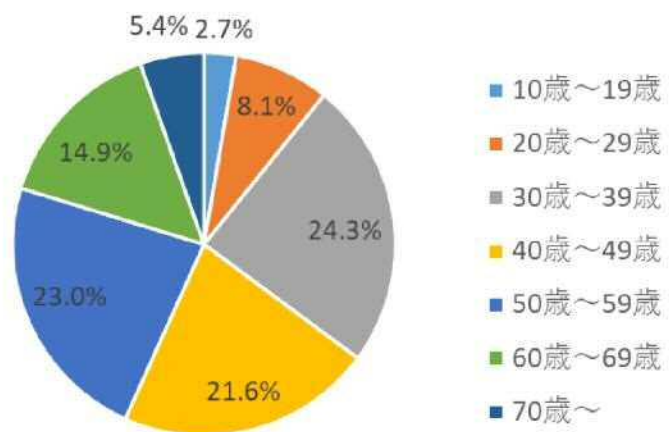
(4) 回答者

75人(75%)

2 回答者

○ 年齢

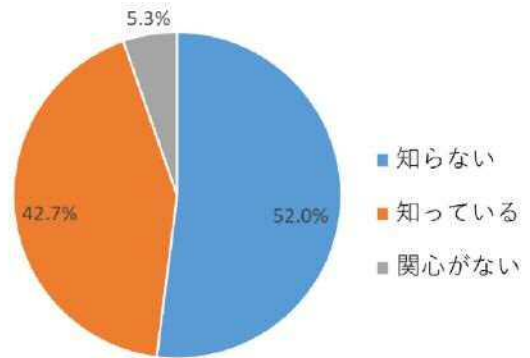
回答	件数	%
10歳～19歳	2	2.7%
20歳～29歳	6	8.1%
30歳～39歳	18	24.3%
40歳～49歳	16	21.6%
50歳～59歳	17	23.0%
60歳～69歳	11	14.9%
70歳～	4	5.4%



3 調査結果

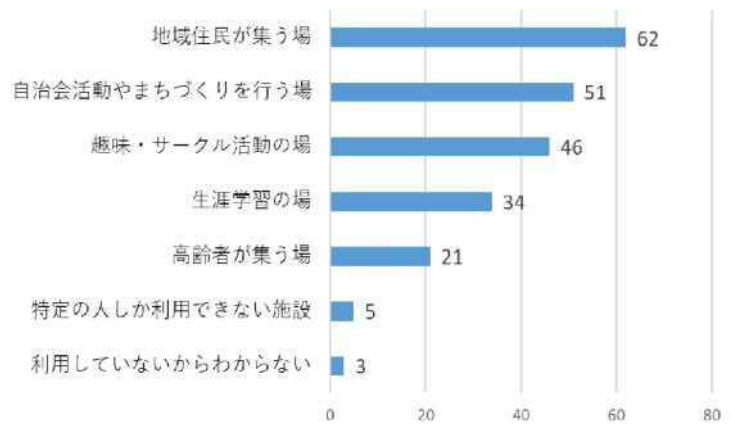
問1 地区公民館が社会教育法に基づく活動（事業）を実施していることをご存じですか？

回答	件数	%
知らない	39	52.0%
知っている	32	42.7%
関心がない	4	5.3%



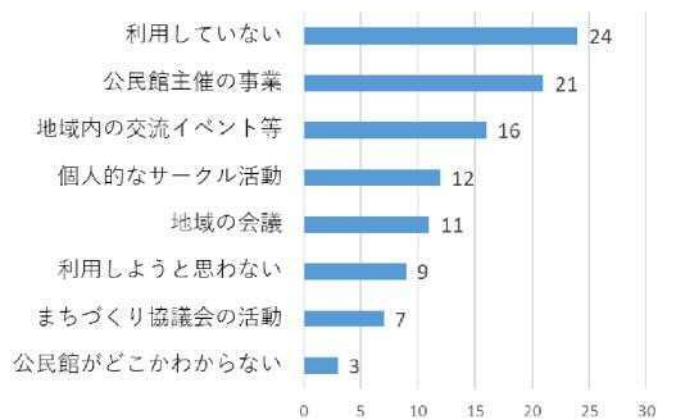
問2 地区公民館はどのような活動（事業）の場と思われますか？

回答	件数	%
地域住民が集う場	62	82.7%
自治会活動やまちづくりを行う場	51	68.0%
趣味・サークル活動の場	46	61.3%
生涯学習の場	34	45.3%
高齢者が集う場	21	28.0%
特定の人しか利用できない施設	5	6.7%
利用していないからわからない	3	4.0%



問3 この1年、地区公民館を利用したことがありますか？（複数回答可）

回答	件数	%
参加したいイベント等がないため利用していない	24	32.0%
公民館主催の事業	21	28.0%
地域内の交流イベント等	16	21.3%
個人的なサークル活動	12	16.0%
地域の会議	11	14.7%
利用しようと思わない	9	12.0%
まちづくり協議会の活動	7	9.3%
公民館がどこにあるのかわからない	3	4.0%



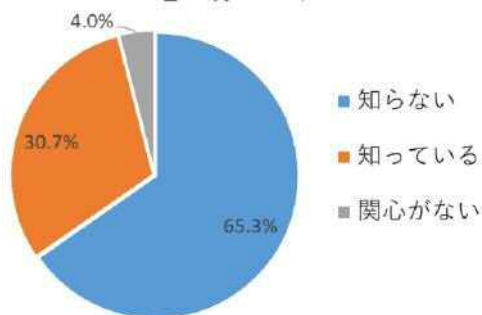
問4 どんな活動（事業）が公民館の利用促進につながると思われますか？（複数回答可）

回答	件数	%
食料品、日用品、地域の特産品販売	40	53.3%
フリーマーケット	38	50.7%
自主学習できるスペース	33	44.0%
公民館活動（事業）の回数等を増やす	31	41.3%
打合わせやワークスペース	26	34.7%
フィットネス教室	22	29.3%
学習塾	13	17.3%
その他	5	6.7%
わからない	5	6.7%



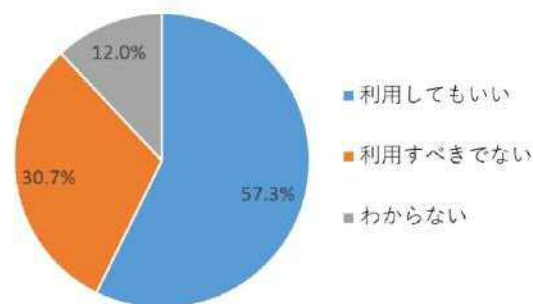
問5 地区公民館で民間事業者等の営利目的の利用を制限していることをご存じですか？

回答	件数	%
知らない	49	65.3%
知っている	23	30.7%
関心がない	3	4.0%



問6 民間事業者等が営利目的で公民館を利用することについてどう思われますか？

回答	件数	%
利用してもいい	43	57.3%
利用すべきでない（これまでと同様の扱い）	23	30.7%
わからない	9	12.0%



問7 問6で「利用してもいい」を選択された方のみ入力してください。

利用してもいいと思われる理由（条件）にあてはまる（最も近い）ものはどれですか。

回答	件数	%
地域活性化や交流促進になること	15	34.9%
公民館活動や施設維持等の財源を確保できるため	14	32.6%
地域内の住民が参加する活動（事業）であること	10	23.3%
公民館活動（事業）の支障とならないこと	2	4.7%
地域内の民間事業者等であること	1	2.3%
その他	1	2.3%



問8 地区公民館の利用促進に関してご意見等があればご記入ください。

<p>住んでいる地域に町内会がないせいか、公民館がない。 近くの地区には公民館があるが、町内会費を支払わないと利用できないと説明された。 子どものいる家庭の住民がいても、アパート住まいが多く町内会加入は難しい。 地区公民館利用のハードルは、すでに加入している方の心情もあり...新参ものは厳しいと思う。</p>
<p>催し物、サークル活動等、地域の公民館だよりに掲載されてはいるけど、そういったものを若い人達は見ないので、広報の仕方を工夫していて、若い人達の利用も広げていけば、公民館の利用促進に繋がるのでは... と思います。</p>
<p>先日公民館まつりに参加し、子どもはいろいろお土産をもらい喜んでいました。イベントみたいなものがあると、どの世代も参加しやすくいいなと思います。</p>
<p>だれでも利用できるとなれば、マナーなどが心配です。安全に、綺麗に後始末できるかなど、管理の責任が取れないと思います。</p>
<p>地区公民館行事は、このコロナ禍により、この二年間いろいろ活動も制限されました。 子供達のための行事も無くなり地域役員は、ずいぶん楽だったかもしれませんが、地域の交流を通して育まれる人の輪も少なくなり、今後いろんな行事が削減されるのではないかと 公民館行事を通しての人と人の繋がりが、少なくなるのではないかと、少し心配もしています。コロナが終息する頃、また引き続き広報活動をして頂き地域の公民館から、人の輪が広がるようお願い致します。</p>
<p>住民の要望を広範囲にわたりできるだけ多く採取して、計画案を作り実施すること。 その一例ですが、地域課題等について行政担当者や学校教諭さらには公益法人役員などの懇談会をできるだけ多く開催すればと思います。</p>
<p>以前公民館の行事に参加しようと思いましたが、参加し難いイメージを持ちました。公民館も民間と連携をして、よりオープンにしていく必要がいると思います。 また、地元の子どもがもっと公民館を活用できるように取り組む必要がいると思います。</p>
<p>印象として入りづらいです。もっと気軽な場所になればいいと思います。</p>
<p>各地区により違いはあると思われるが公民館経費を部落費で補填していることが、住民の負担となっていて ます。地域活性化や交流促進に寄与できるであろう、地域内事業者や生産者の販売促進などは公民館利用を認可しても良いと考えます。</p>
<p>私の住んでいる地域でも高齢者が多く、単身で居住している人も最近増えているように思います。この方々が、気軽に集まれる場所が公民館であるべきだと思います。地域で運営する地域デイサービスの様な形で、市がゲームや体操などのディーブイディを作り、公民館ごとに配布して、それを参考に公民館で集まった方々に独自の方法で活用して頂く。ルールは作らない。若者も誰でも参加できる。 この方法で健康寿命が伸び、地域の人が声を掛け合って集まることで、顔が見える地域になるのではないのでしょうか。</p>
<p>どうしても高齢者の利用が多いように思いますが、小学生の社会科見学のような形でもっと他地区の公民館を見学してみたいと思うことがあります。</p>
<p>私は大学生です。サークル活動で何度か利用させていただいていましたが、最近は利用しにくいと聞いたことがあります。大学生のなかには利用態度が悪い方もいらっしゃる事が理由の一つのようです。実際利用申し込みをした時に、対応して下さった方がぼやいていました。また、過去の大学生は祭りや運動会？などの地域の活動に参加してたからこそ、利用が許されていたとおっしゃっていました。私自身としては、地域の活動などに参加してみたいとも思うのですが、機会が見つけれられていません。参加しやすい環境があれば、大学生も地域に関わりやすいのではと思います。しかし、ほとんどの大学生が4年で立ち去ってしまうので、この点がより地域づきあいを難しくしているのだろうなと思います。</p>
<p>地区公民館は、積極的に利用している人と、全く利用しない人と分かれていると思います。 普段利用していない方向けに利用促進の活動を行っていくのだと思うので、行事や活動を増やしたり、またその周知をしていく事が大切であると思います。 行事や活動については子供向けから高齢者まで幅広い世代向けに用意する方が偏りがなくていいと思います。</p>
<p>参加してみたいサークルや教室が行われている事は知っているのですが、大抵平日の昼間なので、参加する事ができず、残念に思います。</p>

<p>小学生や幼児が利用しやすい活動が増えれば利用すると思う。</p>
<p>私は米里地区ですが、公民館は耐震工事をしたものの、老朽化は否めず、駐車場からの段差がかなりあり、バリアフリーの観点からみても、使いにくいと思います。</p> <p>初めて来館される方が、一般道路から、入り方がわからない駐車場と公民館の位置関係も、問題ありと思います。</p> <p>建物の中も、2階がメインになるので、高齢者にとっての階段はこの先、不安でしかありません。</p> <p>利用促進を考えると同時に誰もが、使いやすい公民館にする事も必要だと考えます。</p> <p>営利目的であったとしても、人が集まり、収入を得る事ができるなら、空き部屋があるよりも、良いと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の利用促進、活性化に、公民館活動、交流事業やサークル活動等利用、内容を細かくさらなる情報紹介増加を図る。 ・場合によっては広告、マスコミ利用しても対応を広め、さらに他の地域、公民館との交流、開催の機会も取り入れる。 ・地域、公民館だけでは活動対応が困難な場合もあり、市、行政等の仲介、あっせんも入れる。 ・利用主旨、条件に合うならなら、募集、参加条件等ははじめ限定をなくし、広く利用しやすい機会を設ける。
<p>5年間公民館主事として勤務していましたので、公民館の活動を理解しています。</p> <p>地域の街作り活動で活動したことが非常に懐かしい気持ちです。</p>
<p>今までの自分が公民館を利用したのは子どもの頃の子ども会活動や人権学習の場くらいしか記憶にありませんが、成人し、子育てを通して公民館での集まりにたまに参加させて頂いています。子育て支援の中でも魅力的な内容だと人が多く集まるように感じています。(例えばクリスマス会)若い世代がより身近に公民館を感じられるような企画が求められているように感じます。気軽に行ってみようかなと思えるものが開催されるといいなと思います。</p>
<p>今のままでいい。</p>
<p>とても綺麗な公民館が近くにあるのに利用することがないのがとても残念に思っていました。</p> <p>営利目的での利用を認めるとなると、線引きが難しいと思う。</p> <p>個人的なイメージですが、公民館はいつも同じ顔ぶれの年配の方々が仕切っているように思うので近寄り難い。もちろん、その方々が掃除や整備や管理をされていて成り立っているのは有難いことです。</p> <p>出来れば、幅広い世代の人が気兼ねなく遠慮せず利用できるようになって欲しいと思います。</p> <p>そのためには、現在公民館で行われている行事の内容を地域の幅広い世代の意見を元に見直す必要があると思う。</p> <p>毎年恒例のイベントはマンネリ化して集客力が(一定の年配の方々に)限られる。</p> <p>営利目的でない民間業者のイベント参加は行ってもいいと思う。</p> <p>例えば近所のコンビニや小売店がイベントで店を出す。それは営利目的ではなく店の宣伝効果のため。</p> <p>利益なくても出店して宣伝したいお店は多分あると思う。</p> <p>ぜひ公民館の有効利用が出来ることを願っております。</p>
<p>地域の方々が自家製の農産物等の販売を行い、コミュニティ強化、ひとり暮らしのお年寄りなどの外出するきっかけになれば良いと考えます。</p> <p>その他、福祉事業所などと連携し、地域密着型を基本としたコミュニティづくりなどを進めていけば良いと考えます。</p>
<p>私も子どもが小さい頃はよく利用させていただいてました。図書室、体育館、武道館の利用はもちろんたくさんイベントにも参加させていただいてました。</p> <p>子どもが大きくなると利用することがなくなり、縁遠い存在になってしまってますが、どの年代でも利用できるような活動、環境にすることが大切だと思います。</p> <p>公民館事業の内容の改善、誰でも参加しやすい環境にしていくことが大切だと思います。</p>
<p>町内会長でありよく利用しているが、できる出来ないの規定は知らなかった。よく活性化されている地区には引っ張っていく人がいる。キーマン。本当のリーダー。</p>
<p>コロナで一時、公民館活動が制限された時に、出かけるところがなく、寂しい思いをしているという高齢者の話を聞いた。</p> <p>学校、職場などのコミュニティに属している人には公民館活動はあってもなくてもよいのかもしれない。が、孤立しがちな高齢者には必要な施設だと思う。</p> <p>維持には人員・財源などの課題もあると思うので、民間事業者の手を借りるのも対策のひとつだと思う。</p>

特に鳥取県は高齢者が多いけれど、コミュニケーションの場が少ない。コミュニケーションを取ることは寿命を伸ばす（健康）にもつながるため、若者も高齢者もいけるフリーマーケットのようなものを開催するなど交流の場をもっと増やすといいと思う。
子育て世代が気軽に集まれるような場になれば利用者が増えると思う。施設のバリアフリー化等のような人でも利用できる環境を整備が必要。
・興味のある趣味の会とかあるが、働いていたら行くことができない平日ばかりの開催で利用できない。 ・地域の人とのつながりを大事にできる場であってほしい。
ミニ図書館があると行きやすいと思う。
現時点ではコロナ禍でイベントが少なくやむを得ないがコロナが収束したらもっと参加したくなるようなイベントとかセミナーを増やして欲しい。
イベント等がないとなかなか公民館を利用したいとは思わないので民間事業者の利用緩和を行いイベントでの集客を図れば良いと思う。
とりあえずコロナの終息。 私の公民館の職員さんは地域の皆さんの顔を覚えるよう努めて下さっているのはいつも感じる。これは大切なこと。その上で、気軽に足を運べる機会作り。手作り教室も同じもの出なく様々な種類のことを行い、違ったメンバーに足を運んでもらう。世代を超えて、ただのおしゃべり会もいいと思う。近所以外、なかなか世代を超えて知り合う機会がないので。 営利目的利用は今後もやめて欲しい。一般利用の機会が減ることも考えられる。
利用しやすい雰囲気をおねがいします。
いつも同じ人が利用しているイメージ。
利用率を上げる工夫をしたほうが良い。
どのような目的で公民館を利用して良いのか。詳細を地域住民に情報開示をして欲しいです。
公民館という公共の場で活性化させるには、老若男女問わず行きやすくフリーマーケットや地域特産品販売等が良いと思います。しかし、以前とは違い公民館職員が土日完全休暇となり、困難な状況にあると思います。
体育館をいつも同じグループが使用しないで、色々な人が気軽に使用できるようにしてほしいです。
食料品、日用品、地域特産品販売などをもう少し積極的に行えば活性化につながるのではないのでしょうか。
今は団体単位で予約しないと行けなく、少し敷居が高い感じがするので、近所の人や何人か集まっておしゃべりする場所としても使えるような気軽に行けるような場所にしてほしい
子供が公民館に遊びに行こうと誘ってきますが、何も用事がないのに行くにはなかなか入り辛いような気がしています。
地区公民館によっては高圧的な対応を行う館長が居て敷居が高くなっている面もある。行政サービスの一環として地区の顔であることを認識して対応を行う必要がある。
地域の様々な行事を行うのが基本平日の昼間なので、働く世代の人は全く利用出来ないのが高齢者が集う場所になっている。 土日祝日にイベント等地域住民に関わらず行えば少しは公民館も身近な場所になると思います。
コロナのことがあるので、節度を持った集まりが望ましい 私も住んでいる所ではどんな公民館活動が行われているのかよく分かりません 誰が館長さんなのか、も知らないしどんな行事が行われているのかも情報が伝わってきません コロナのことも影響しているのかもしれない 回覧板的なものもまわってきたことがないです 情報がどこで得られ、何を活動しているのか知り得る手段が分かればと思います。 年齢層が幅広くなるので、活動内容も世代に応じたものになるのでしょうか、 地域の方との交流の場として、興味のあることには参加してみたいと思っています
図書増大希望
市報などでイベントをチェックしているが、どうしても催し物が高齢者向けばかりで利用する機会がない。 自由解放で乳幼児を遊ばせる事ができたり、塾みたいに児童・学生が利用できたり、社会人向けに夜間に学ぶ場があればと思います。
高齢者の憩いの場となるような活動をしてほしい

地区公民館DX推進事業（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）

1. 施設利用のデジタル化を推進する取組

- (1) 市民向け：公衆無線LAN（無料Wi-Fi）の延長
- (2) 職員向け：職員用ネットワーク環境の延長

2. 内部事務システム等導入による職員の業務効率化を図る取組

1. 施設利用のデジタル化を推進する取組

【背景】

地区公民館は公衆無線LAN施設となっているものの利用できる場所が限られており、研修や会議に公衆無線LANが利用できず、オンラインを活用した学習や利用が課題となっている。

【目的及び効果】

生涯学習講座やまちづくりに関する各種研修・会議をオンライン（インターネット環境）で行うことができるようICT（情報通信技術）環境を整備することで、地区公民館のデジタル化を進め、地域住民のデジタルデバイド（情報格差）解消を図る。

【整備内容】

- (1) 市民向け：公衆無線LAN（無料Wi-Fi）の延長
- (2) 職員向け：職員用ネットワーク環境の延長

- ・会議室等へのLANケーブル敷設費 2,013千円
- ・無線AP（アクセスポイント）等購入費 1,984千円

【スケジュール】

全62館のLANケーブルの敷設工事が必要なため、令和4年9月頃を目途に順次整備を進める。

時期	3月	4月～5月	5月～9月
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・敷設場所確認、調整 ・関係部署との打ち合わせ ・機器入札準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の入札（機器納品） ・業者による現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器納品 ・順次敷設工事（敷設次第利用開始）

2. 内部事務システム等導入による職員の業務効率化を図る取組

【背景】

地区公民館のネットワーク環境は本庁と異なっていることから、市役所共通の事務システムが利用できない。そのため公民館職員の勤怠管理や各種事務手続きを紙媒体で行っており、業務のデジタル化が課題となっている。

また、協働推進課等を経由して、全庁的なお知らせをメール送信等しているため、情報伝達に時間的なずれ（遅れ）を生じている。

【目的及び効果】

各地区公民館へ市役所と同様の事務システム等が利用できる環境を導入して業務のデジタル化を推進し、職員の移動に要する時間やコストを削減することで、業務の効率化を図る。

災害時に避難場所となる地区公民館と本庁で迅速な情報伝達が可能となり、地域の防災力向上にも寄与する。

【整備内容】

- ・事務システム等導入費 22,880 千円

(現在のパソコン、ネットワークを利用し、仮想化された環境を構築)

(例) 勤務割表管理、休暇申請、給与明細出力、市費の支払事務など

【スケジュール】

時期	3月	4月～9月	10月～3月	R5年4月
取組事項	・関係部署との打ち合わせ ・導入内容の精査	・システム構築 ・研修環境で職員研修 (できれば)	・職員研修 ・試験運用	本格稼働

【用語解説】

DX (デジタル トランスフォーメーション/Digital Transformation) :

デジタル技術による変革のこと

デジタル化 :

デジタル化とは、「ITの進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることで、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデルを実現すること、プロセスの高度化を実現すること」と定義される

ICT (Information and Communication Technology) :

「情報伝達技術」と訳される。IT とほぼ同義だが、ICT では情報・知識の共有に焦点を当てており、「人と人」「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されている。

IT と ICT は明確に区別されているわけでないが、IT はコンピュータ関連の技術、ICT はコンピュータ技術の活用方法を指す言葉として使い分けることもある。

公民館の概要

1. 公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 本市の公民館の現状

本市では、社会教育法の規定に基づいた教育施設として、中央公民館1館、地区公民館61館（うち分館1館）を設置している。（佐治地区公民館は令和3年度からコミュニティセンターとして位置づけ、地域からの要望による指定管理制度を導入。）

また、「鳥取市自治基本条例」が制定施行された平成20年を「協働のまちづくり元年」とし、地区公民館を地域の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点に位置付け、施設運営や各種活動を行っている。

地区公民館の所管については、生涯学習・社会教育に関することを教育委員会（生涯学習・スポーツ課）が行い、管理・運営に関することを市長部局（協働推進課）が補助執行として行っている。

3. 公民館の業務内容

- (1) 学級・講座の実施並びに公民館運営に関する事務
（社会教育、文化及び社会体育行事など）
- (2) 団体の育成指導並びに学習相談に関する事務
- (3) 公民館施設の住民利用に関する事務
- (4) 公民館施設の維持管理に関する業務 など
- (5) 地域コミュニティの推進に関する業務

※協働のまちづくり推進員として、「まちづくり協議会」の事務局を担当

4. 鳥取市が目指す地域づくりと社会教育の関係

- 地域づくり 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく取組み
- 社会教育 地域の実態（地域課題）に応じた教育活動を通じ、学びの成果を活かした地域コミュニティの維持や活性化、人材育成に貢献する

「学びの成果を活かした住民主体の地域づくり」

公民館とコミュニティセンターの比較（例）

公民館	まちづくりセンター（仮称）
設置主体	教育委員会
設置根拠	市公民館条例
根拠法令	社会教育法、地方自治法
施設の性質	社会教育施設
主な機能	社会教育活動の拠点 社会教育活動以外で利用制限がある
運営体制	直営
使用料	規定なし
メリット	・まちづくりにつながる特産物の販売など多用途利用が可能となる ・今までの活動に企業や法人などが参画しやすくなるなど、利用の幅が広がる ・地区外からの利用が可能となり新たなつながりが生まれる ※左記のメリットも含まれる
デメリット	・幅広い利用が可能となることにより既存のグループへの影響が生じる可能性がある

公民館の多様な活用に向けた課題整理

- ・ 施設の所管（教育委員会・市長部局）

- ・ 職員体制

- ・ 機能の整理（今後必要となる機能）

- ・ 利用可能範囲、利用料金の有無

など